

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)輝北風力発電事業 I 更新計画環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、令和元年6月12日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングスより届出された「(仮称)輝北風力発電事業 I 更新計画環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 令和元年 8 月 15 日
- (2) 鹿児島県知事意見 * 令和元年 11 月 15 日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第15回)
* 令和元年 11 月 19 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・新設風車の配置について、住居との離隔距離及び選択する機種を勘案して再検討すること。	・選定する風車の機種を勘案し、風車の配置計画を再検討します。
・現況騒音には既設風車の騒音が含まれているため、計算あるいは実測により風車がなかった時期に相当する残留騒音を確認すること。また施設更新前後の寄与値を比較し低減に努めること。	・準備書において対応します。
・更新対象風車の最北から 8,9 番目の風車の流域界にかけて、排水は東西のどちら側に流れる可能性があるのか検討した上で風車の配置検討を行うこと。	・風車の配置検討を行う際には、濁水の排水方向も勘案して検討します。
・風車に対する鳥類の忌避行動等について、準備書で明確にすること。	・準備書において対応します。
・重要な植物群落(ススキ草原)が実施区域と重複している箇所是否存在するのか、どのように分布しているのか詳細に示すこと。	・準備書において対応します。
・環境影響評価項目の選定及び非選定理由の表において、調査範囲に対する改変面	準備書において対応します。

<p>積の割合が小さいためという理由が示されているが、具体的な改変面積、生物相への影響等を含め記載内容については再検討すること。</p>	
<p>・生態系においては、風車の稼働時における影響について、飛翔動物調査、死骸調査等の調査結果を元に予測・評価を行うこと。</p>	<p>・準備書において対応します。</p>
<p>・既設風車が稼働している現況の風車周辺の鳥類相や風車からの距離に応じた鳥類相、バードストライクの状況等を調査しておくこと。</p>	<p>・鳥類相や風車からの距離に応じた出現状況、バード・バットストライクの状況等は調査しており、準備書に結果を記載します。</p>

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。